

令和4・5年度鳥取県後期高齢者医療保険料率について

令和4年2月15日に開催された鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、下記のとおり令和4・5年度の保険料率が決定しました。

後期高齢者医療においては、平成26年度に保険料率を改定して以降、基金を活用することで据え置きとしてきましたが、被保険者数の増加や、医療給付の支出が伸びると見込まれることから、引き上げを行うこととなりました。

被保険者の皆さまには、更なるご負担をいただくこととなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 令和4・5年度の保険料率 ※（ ）内は令和2・3年度のもの

- 保険料の所得割率 100分の9.10 (100分の8.07)
- 保険料の均等割額 47,436円 (42,480円)

(参考) 均等割額の軽減について

軽減割合	軽減後均等割額
7割	14,231円 (12,744円)
5割	23,718円 (21,240円)
2割	37,949円 (33,984円)

2 令和4年度における保険料計算における変更点について

後期高齢者医療保険料の一人当たりの年間保険料の限度額は66万円です。

(令和2・3年度は64万円でした。)